⑸　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall: ①not come under Articles 331 and 332 of the Urban Renaissance Agency's Rules for the Operation of Accounting Practice ②not be the company where a gang or a gangster influences management substantially or a company following this ③have been qualified for the proposal of procurement of "Research", "Civil design" and "Compensation", through the Examination of qualifications for the Participation in the Competitive Tendering Procedures for Survey, Geotechnical Survey and Construction Consulting Business by Head Office, Urban Renaissance Agency in the fiscal year 2013 and 2014 in Eastern Japan area ④have proved to meet all the requirements of the specifications ⑤have proved to have actually performed the service with performance similar to that of service concerned

⑹　Time-limit to express interests: 5:00 P.M., 24 December 2013

⑺　Time-limit for the submission of tenders: 5:00 P.M., 5 February 2014

⑻　Contact point for tender documentation: Account Settlement Team, Iwate Office for Support for Earthquake Disaster Reconstruction, Urban Renaissance Agency, 1―7―25, Chuodori, Morioka City, Iwate 020―0021 TEL 019―604―3066

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

世田谷地方合同庁舎（仮称）⒀建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成25年12月13日

関東地方整備局長　深澤　淳志

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事名　世田谷地方合同庁舎（仮称）⒀建築その他工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　東京都世田谷区若林４―22―12、14

3　工事内容

敷地面積　4,129㎡

［庁舎］

構　　造　鉄筋コンクリート造
　　地上６階　地下１階建て

建築面積　約2,300㎡

延べ面積　約13,100㎡

用　　途　事務所・庁舎、図書館、保健所

工事内容　新築１棟
　　工作物　新設一式
　　外構　新設一式
　　造園　新設一式
　　取りこわし　取りこわし一式

工　　期　契約締結の翌日から平成28年３月30日まで

4　申請の時期

平成25年12月13日から平成26年１月７日まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（平成25年12月29日から平成26年１月３日まで）を除く。）。

なお、平成26年１月８日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

5　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成25年12月13日から

〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階
関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書㈼（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成25年12月13日付け支出負担行為担当官及び契約担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２を使用すること。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成24年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成24年10月１日付け公示６の（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者以外の構成員は関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること（①の再認定を受けた者にあっては当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成26年１月７日において次の要件を満たすものとする。

①　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装を含む新